

離婚後もとの戸籍に戻る場合

離 婚 届

令和 7 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長 殿

離 婚 届 の 書 き 方

- 文字は、正確、丁寧に記載してください。
- 消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	氏名	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
	生年月日	昭和43年4月3日	昭和46年7月4日
	住所	埼玉県戸田市下前1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
	(住民登録をしていいるところ(よみかた))	20番地の2号(ハイツ戸田101号室)	2番地の16号
	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地	番地
(2)	筆頭者の氏名	戸田太郎	
	夫の父	戸田一郎	統き柄
	母	鳥子	二男
	妻の父	美 笹 二郎	統き柄
	母	風子	長女
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立	
(4)		<input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認証 年 月 日認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定		<input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫とは もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は 新しい戸籍をつくる	
		番地	16番地
		(よみかた) みささ じろう 筆頭者の氏名 美 笹 二郎	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 戸田月子
(6)	同居の期間	平成22年7月から	令和6年12月まで (別居したとき)
(7)	別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地1号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス等を専門 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く) 1人から99人までの世帯(日々または1日) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のない世帯	
(9)	夫妻の職業	04	妻の職業 05
(10)	その他	署名は必ず本人が自署してください。 印鑑の押印は任意です。	
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 戸田 太郎 印	妻 戸田 花子 印
	事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年月日 妻 年月日	連絡先 電話 (048) 441-1800番 自宅・勤務先・呼出方

屋間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき ➔ 調停調書の謄本 和解離婚のとき ➔ 和解調書の謄本

審判離婚のとき ➔ 審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき ➔ 認諾調書の謄本

判決離婚のとき ➔ 判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	戸田三郎 印	美 笹 風子 印
生年月日	昭和53年3月5日	昭和22年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
本籍	8番地1号	2番地の16号
	埼玉県戸田市上戸田1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
	18番地	2番地16号

お子さんの名前はフルネームで記入してください。

【必要なもの】

1.調停離婚の場合は、調停調書の謄本

審判離婚の場合は、審判書の謄本及び確定証明書

和解離婚の場合は、和解調書の謄本

認諾離婚の場合は、認諾調書の謄本

判決離婚の場合は、判決書の謄本及び確定証明書

2.本人確認書類(免許証、パスポート等)

3.マイナンバー(個人番号)カード

4.国民健康保険資格確認書(加入している方のみ)

【注意事項】

1.虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。

2.協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。

(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)

3.夫婦間の未成年の子については、親権者をどちらか一方に決めてください。

4.離婚届の提出で住所は変更されません。住所変更是別に届出が必要です。

なお、住所変更手続きは取扱い時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。

5.届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。

6.外国人の方とご離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。

7.離婚届の提出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)に

夫が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に関する事項についても父母の協議で定めることとされています。この面会交流、子の扶養権の問題は、専門家によるアドバイスが求められます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。

□まだ決めていない。

該当する子がいる場合は、この欄にチェックしてください。

・経済的に自立していない(いません)いる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。

□まだ決めていない。

該当する子がいる場合は、この欄にチェックしてください。

・経済的に自立していない(いません)いる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会・扶養権について取決めをしている。

□まだ決めていない。

詳しく述べ、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。

面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。

Q 法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

[法テラス・サポートダイヤル] 0570-078374 [公式ホームページ] https://www.houterasu.or.jp

離婚後も現在の氏を名乗り続ける場合

離 婚 届

令和 7 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長 殿

離 婚 届 の 書 き 方

- 文字は、正確、丁寧に記載してください。
- 消せるボールペン等は使用しないでください。

(よみかた)	夫 とだ たろう	妻 とだ はなこ	
氏名	戸田 太郎	戸田 花子	
生年月日	昭和43年4月3日	昭和46年7月4日	
住所	埼玉県戸田市下前1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目	
[住民登録をしていいるところ(よみかた)]	20番地2号(ハイツ戸田101号室)	2番地の16号	
本籍	戸田 太郎	戸田 太郎	
(2) [外国人のときは国籍だけを書いてください]	埼玉県戸田市下前1丁目20番地 戸田 太郎		
父母が婚姻中の場合は、母の姓(夫の姓)を記入してください。	夫の父 戸田一郎	妻の父 美笛次郎	
母の氏は省略になります。	母 鳥子	母 風子	
(3) (4) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日成立
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認請	年 月 日認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決	年 月 日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 □妻	□もとの戸籍□新しい戸籍	
この欄は空欄にしてください。 戸籍法77条の2の届の提出が別途必要となります。			
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 戸田月子 ←	
(6) 同居の期間	平成22年7月から	令和6年12月まで (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地 1号		
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の場合は、空欄で構いません) <input type="checkbox"/> 5. 1人から4人にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9) 夫妻の職業	夫の職業 04	妻の職業 05	
その他	署名は必ず本人が自署してください。 印鑑の押印は任意です。		
届出人署名(※押印は任意)	夫 戸田 太郎 印	妻 戸田 花子 印	
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先 電話 048-441-1800 番	
	夫 年月日	妻 年月日	
	自宅・勤務先・呼出 方		

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の謄本 和解離婚のとき → 和解調書の謄本

審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本

判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名(※押印は任意)	戸田三郎 印	美笛次郎 印
生年月日	昭和53年3月5日	昭和21年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
	8番地1号	2番地の16号
本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
	18番地	2番地16号

【必要なもの】

1.調停離婚の場合は、調停調書の謄本

審判離婚の場合は、審判書の謄本及び確定証明書

和解離婚の場合は、和解調書の謄本

認諾離婚の場合は、認諾調書の謄本

判決離婚の場合は、判決書の謄本及び確定証明書

2.本人確認書類(免許証、パスポート等)

3.マイナンバー(個人番号)カード

4.国民健康保険資格確認書(加入している方のみ)

【注意事項】

1.虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。

2.協議離婚の場合、届出は証人(成人の方2人)の署名、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。

(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)

3.夫婦間の未成年の子については、親権者をどちらか一方に決めてください。

4.離婚届の提出で住所は変更されません、住所変更は別に届出が必要です。

なお、住所変更手続きは取扱い時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。

5.届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。

6.外国人の方と離婚される場合や国外で離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。

□まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、経常的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。

□取決め方法:(□公正証書 □それ以外)

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

□まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、該当する箇所にチェックして下さい。

詳しくは、各市区町村の窓口にお問い合わせください。子の養育費に関する合意書作成の手引きとQ&Aをご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

離婚成立日から3ヶ月以内に提出してください。
一度この届を提出すると、旧姓に戻るには家庭裁判所の許可が必要となります。

離婚の際に称して いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)
令和 7 年 4 月 3 日届出

埼玉県戸田市 長殿

77条の2の書き方

・文字は、正確、丁寧に記載してください。
・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	トダ 氏	ハナコ 名	
	戸 田	花 子	昭和46年7月4日生	
(2)	住 所 〔住民登録して いるところ〕	埼玉県戸田市下前1丁目2 (よみかた) 世帯主 の氏名	番地 番	(ハイツ戸田101号室) 20号
		とだ はなこ		
(3)	本 種	埼玉県戸田市下前1丁目20 筆頭者の 氏名	番地 番	
		戸 田 一 郎		
(4)	(よみかた) 氏	戸 田 変更前(現在称している氏)	戸 田 変更後(離婚の際称していた氏)	
			と だ	
(5)	離婚年月日	令和7年4月3日		
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	埼玉県戸田市下前1丁目2 戸 田 花 子	番地 番	

【必要なもの】

1. 氏が変わる方…マイナンバーカード
2. 氏が変わる方で国民健康保険に加入されている方…国民健康保険資格確認書

【注意事項】の 他

1. この届を提出しただけでは住所に異動は生じません。転居、転出、転入等がある方は別途手続きが必要となります。
2. お名前の文字等は、戸籍に記載されている通り正確に記入してください。また、届出により氏名の文字が変わることもございます。

(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	戸 田 花 子	印
-----	-------------------------------	---------	---

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

電話 048)441-1800 番
連絡先
自宅・勤務先・呼出 方